

住民税(町・県民税)の申告、確定申告はお早めに！

受付期間 2月16日(水)～3月15日(火) ※土・日曜日、祝日を除く ★期日間近になると大変混雑しますので、早めの申告にご協力ください。

新型コロナウイルス感染防止対策を実施します。

- 来場の際には、「検温の実施」、「マスク着用」および「手指消毒」にご協力をお願いします。
 - 発熱(37・5度以上の熱)などの症状のある方や、体調の優れない方は入場をお断りさせていただきます。
 - 待合スペースなどに限りがあるため、多くの方のご来場はご遠慮ください。
 - 南越前町役場及び武生税務署では3密回避のため、パソコンやスマートフォンからの申告手続きをお勧めしています。
- ※詳しくは国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご確認ください。



住民税(町・県民税)の申告が必要な方

令和4年1月1日現在、南越前町に住所がある方は、前年中に収入がない方でも住民税の申告が必要です。

- 公的年金受給者のうち
 - ▼ 年金以外に他の所得(給与・営業・農業・不動産・雑所得など)があり、確定申告をする必要がない方
 - 給与所得者のうち
 - ▼ 給与支払報告書が勤務先から南越前町に提出されていない方
 - ▼ 給与以外に他の所得(年金・営業・農業・不動産・雑所得など)があり、確定申告をする必要がない方
 - 医療費控除、社会保険料控除、扶養控除、障害者控除などを受けようとする方
 - 国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者
 - ※ 保険料の算定のため、所得が無くても申告が必要です。
 - 所得証明書が必要な方
 - ただし、次に該当する方は住民税申告の必要がありません。
 - ▼ 所得税の確定申告をした方
 - ▼ 給与所得のみ、または公的年金所得のみの方で、支払者から支払報告書が提出されている場合
 - ▼ 無所得、無収入で被扶養者・税金上の扶養となっている方の方
- ☑ **副収入のあった方は必ず住民税の申告を！**
- 所得税では、給与所得、退職所得以外の所得が20万円以下の場合または、公的年金等の収入が400万円以下でかつ、公的年金等以外の所得が20万円以下である場合には、確定申告が不要とされています。(所得税の還付を受ける場合には必要)

しかし、住民税にはこのような制度がなく、他の所得と合算して税額を算出しますので、給与所得者や年金所得者で副収入があった方は、収入の額にかかわらず住民税の申告が必要です。

- 【副収入の例】営業、農業、定置網組合の配当、地代、家賃、講師謝礼、報酬、シルバー人材センターの配分金、個人年金など

☑ 住民税の申告をしないと

- ▼ 国民健康保険税の軽減や各種控除などが受けられなくなります。
- ▼ 所得、課税証明書などが発行できなくなります。

所得税の確定申告が必要な方

- 公的年金受給者のうち
 - ▼ 年金以外に20万円を超える他の所得があった方
 - 給与所得者のうち
 - ▼ 給与(年末調整済み)以外に20万円を超える所得があった方
 - ▼ 扶養や社会保険料控除などで年末調整の内容に追加・変更がある方
 - 医療費控除、社会保険料控除、扶養控除、障害者控除、住宅借入金等特別控除などを受けようとする方
 - 営業や不動産収入などから所得税が発生する方
 - 給与収入額が2,000万円を超えている方 など
- 所得税および復興特別所得税の納付期限について
- ▼ 納付書で納める場合 3月15日(火)
 - ▼ 口座振替で納める場合 4月21日(木)

問合せ先

武生税務署 TEL 0778-2210890 (自動音声案内)
 町民税務課 TEL 0778-18014
 今庄事務所 TEL 0778-11111
 河野事務所 TEL 0778-12111

【会場と受付期間】

会 場	受付期間(平日のみ)	申告相談内容
武生税務署	2月16日(水)～3月15日(火) 午前8時30分～午後4時 ※申告相談は午前9時から開始します。 ※入場整理券がなくなり次第受付を終了します。	▶ 確定申告のみ
南越前町役場 今庄事務所 河野事務所 ※各地区公民館、集落センターなどでの申告相談はありません	2月16日(水)～3月15日(火) 午前9時～正午、午後1時～午後4時 ※混雑状況により早めに受付を終了する場合があります。	▶ 住民税申告 ▶ 確定申告 ※申告の内容によっては、税務署での申告をお願いする場合があります。

※次の申告は、税務署でお願いします。

- 青色申告
- 株の売買・先物取引・仮想通貨の申告
- 災害などで雑損控除を受ける方
- 令和2年分以前の申告
- 土地や建物、株などの譲渡所得
- 1年目の住宅借入金等特別控除
- 亡くなった方の確定申告

医療費控除は明細書の添付が必須となっています！

令和3年度(令和2年分)以降の申告からは、医療費控除・医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)のいずれかの適用を受ける方は、申告書提出の際、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」、もしくは「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必須となっていますので、控除を受けられる方は必ず明細書を作成し、申告書に添付してください。

「医療費控除の明細書」は国税庁のホームページ(<https://www.nta.go.jp>)からダウンロードできます。申告会場では「医療費控除の明細書」の代行作成はできませんので、必ず事前に作成をお願いします。

※「通知カード」については、令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名・住所などが住民票に記載されている内容と一致しているものに限り利用できます。

番号確認書類 ▼マイナンバー「通知カード」 ▼マイナンバーの記載のある住民票の写し などのうちいずれか1つ	+	身元確認書類 ▼運転免許証 ▼身体障害者手帳 ▼パスポート ▼在留カード ▼公的医療保険の被保険者証 などのうちいずれか1つ
--	---	---

- 申告相談の際には、以下のものをお持ちください(主なもの)
 - 税務署からのお知らせが届いている方はその通知(ハガキまたは通知書)
 - ※申告書用紙が届いている場合は、その用紙も持参してください。
 - 利用者識別番号の紙
 - 給与や公的年金等の源泉徴収票、報酬などの支払報告書
 - 営業や農業、不動産の収支内訳書など所得計算に必要なもの
 - ※収支内訳書の記入を事前にお願ひします。
 - 社会保険料、生命保険料、地震保険料などの支払証明書、国民年金保険料控除証明書など
 - 医療費控除の明細書(医療費控除を受ける方)
 - ※受診した人および医療機関ごとに分けて、事前に記入をお願いします。
 - ※医療費通知(医療費のお知らせ)を添付することで明細書の記入を省略できます。
 - 寄附金の領収書または受領書(寄付金控除を受ける方)
 - ※ふるさと納税で「ワンストップ特例」を申請された方も、申告をする場合は添付が必要です。
 - 申告者本人の金融機関の口座番号などが分かるもの(所得税の還付申告をする方)
 - ※口座振替での納付希望の方は口座の届出印が必要です。
 - マイナンバーカードなどの本人確認書類(申告者本人および扶養親族、事業専従者)
 - ※マイナンバーカードをお持ちの方 → マイナンバーカード
 - ※マイナンバーカードをお持ちでない方 → 左記の2点が必要